

平成29年度 第8回全体庁議（10月26日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(3) 平成30年度の帯広市立中学校の通学区域変更について [学校教育部]
----	-------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

小学校の通学区域と中学校の通学区域は、小中連携による指導の一貫性、人間関係の形成における小・中学校間の段差解消、地域と連携した子どもの教育活動の促進、学校、家庭、地域の連携による教育コミュニティの形成などの観点から、小学校区と中学校区が整合していることが望ましいと考えている。

今回は、一部の児童のみが異なる中学校へ進学する一部の地域で、当面、適正規模の確保等の取組や小中一貫教育の取組による影響がないと見込まれる地域の通学区域を見直すことについて11月9日の建設文教委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1. 通学区域変更箇所

(1) 以下の地域の中学校区を「帯広第八中学校」から「帯広第五中学校」へ変更する。

西16条南5丁目の一部、西16条南6丁目の一部、緑ヶ丘3条通1～6丁目、緑ヶ丘7丁目の一部、緑ヶ丘8丁目

(2) 以下の地域の中学校区を「帯広第二中学校」から「帯広第一中学校」へ変更する。

西19条北2丁目、西19条北3丁目の一部、西20条北2丁目、西20条北3丁目の一部、西21条北2丁目の一部、西21条北3丁目の一部

2. 経過措置

平成29年度現在の小学1年生が中学校へ進学するまで、区域外通学許可申請により従来の中学校への進学を許可するものとし、許可期間は、中学校卒業までを原則とする。

なお、兄弟が従来の中学校に在学している場合は、弟妹についても従来の中学校への区域外通学を卒業まで許可するものとする。

3. 変更(予定)日

平成30年4月1日

■ 今後のスケジュール

・平成29年11月下旬 地域説明会 緑丘小地区・・・11月28日（火）

栄小地区・・・11月30日（木）

12月下旬 教育委員会会議へ規則改正議案の提出

・平成30年1月下旬～ 新中学1年生へ入学通知書の送付（規則改正が議決された場合）

■ 審議結果

・同内容で、11月9日建設文教委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

・特になし